

取引先事業者の皆様へ

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が改正されたことに伴い、研究費の不正使用防止対策として、本学と一定の取引実績のある事業者様から定期的に、不正な取引に関与しない旨の誓約書の提出を求めています。

本趣旨を御理解いただき、何卒ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

公的研究費の使用ルール等に関しご不明な点がございましたら、下記の担当部署にて相談窓口を設けておりますので、ご利用ください。

【公的研究費の使用ルール等の相談窓口】

○総務部 財務課（研究費全般）

TEL 088-847-8572

○地域連携部 企画調整課（外部資金(競争的研究費等含む)）

TEL 088-847-8815

なお、本学との取引にあたり、ご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

<本学との取引にあたりご留意いただきたい事項>

1. 取引にあたり、本学教職員との癒着などの誤解が生じることのないようご協力をお願いいたします。
2. 取引にあたり、調達の仕様を十分ご確認のうえ、納品等をお願いいたします。
なお、納品等の際、本学の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いいたします。
3. 次の行為は、不適切な取引となりますので、ご注意願います。
 - ①預かり金（本学教職員からの預け金等の依頼の承諾）
 - ②支払期日の不明確な取引
 - ③取引事実と異なる書類の提出また、本学教職員よりこのような申出があった場合は、速やかに下記の通報窓口までご連絡ください。
4. 不正な取引に関わったと認められた場合、取引停止ほか本学規程に基づき措置が講じられます。

【公的研究費の不正使用に係る通報窓口】

○高知県立大学 総務部総務課

〒781-8515 高知市池 2751 番地 1

TEL 088-847-8700 / FAX 088-847-8579

soumu_madoguchi@cc.u-kochi.ac.jp